明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四一）　二
〔告　示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センターから代表者変更の届出があった件
（国家公安委二八）
○除籍の一部が滅失した件
（法務一九三）
○原戸籍の一部が滅失した件
（同一九四）
○日本国に帰化を許可する件
（同一九五）
○オーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件
（農林水産一三一五）　三
○保安林の指定をする件
（同一三一六～一三二二）　四
○保安林の指定を解除する件
（同一三二三～一三二八）　五
○登録経営状況分析機関の登録事項の変更があった件（国土交通九九一）　六
○登録経理講習実施機関の登録事項の変更があった件（同九九二）　六
○登録経理試験実施機関の登録事項の変更があった件（同九九三）　六
○道路に関する件
（北海道開発局四八～五一）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（京都府公安委一〇八）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（大阪府公安委六八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（兵庫県公安委一六〇）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（鳥取県公安委六七）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（島根県公安委一九）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岡山県公安委八四）　七
〔人事異動〕
宮内庁　復興庁　法務省　財務省　最高裁判所
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局、近畿同、九州同）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一一
会社その他

省　令

○農林水産省令第四十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月四日

農林水産大臣　坂本　哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表二（第九条関係） （略） 付表 一～五十八　（略） 五十九　オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 六十～八十九　（略）	別表二（第九条関係） （略） 付表 一～五十八　（略） 五十九　オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 六十～八十九　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。